○農林水産省告示第千六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市向原町保垣字重実一二六、一二八、一四〇、一四二、吉田町西浦字久保山三四四の一、三四六、吉田町相合字宮崎二三〇の一、二三〇の七、八千代町勝田字隠地五二七の二、五二九、五三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字重実一二六・一二八・一四〇・一四二・字久保山三四四の一・三四六・字宮崎二三〇の一・二三〇の七・字隠地五二七の二・五二九・五三〇（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐北区小河原町字木ノ宗六、七の二、府中市河面町字阿佐倉二三一の一、二三二、二三三、庄原市東城町受原字野田原六六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県福山市新市町大字金丸三三一八、府中市荒谷町字崎平一八〇四、一八〇五の一から一八〇五の四まで、世羅郡世羅町大字小世良字乙川山三〇八の一、三一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　富山県氷見市余川字西山一三五の一から一三五の三まで、一三六、一四五、一四八、一五三の一、一五三の二、一五四、一五七から一五九まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字平等寺一五七二の一、一五七二の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字多田字大谷大峯二八八、二九一の一、大字伏谷字日ノ浦八三〇の二、八三一の一、八三一の二、八三七、八四〇、八四一の二、八四二、安佐北区安佐町大字飯室字烏帽子二〇六七の一、二〇六八、二〇六九、二〇九六、二〇九八、二〇九九の一、二一八三、二一八四、二一八八、二一八九、二一九一、安佐南区沼田町大字吉山字釜ケ谷七八一、七八二、七八三の二、七八五、七八六、八〇九、大字阿戸字狐ケ城七五二、七五八、字サイノ神七七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷大峯二八八・二九一の一・字日ノ浦八三〇の二・八三一の一・八三一の二・八三七・八四〇・八四一の二・八四二・字烏帽子二〇六七の一・二〇六八・二〇九六・二〇九八・二〇九九の一・二一八三・二一八四・二一八八・二一九一・字釜ケ谷七八一・七八二・七八三の二・七八五・八〇九・字狐ケ城七五二・七五八・字サイノ神七七一（以上二十八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字下字井手ケ原三一六、三二〇、三三五、三三六、三九一、三九三、三九四、三九六、三九七、三九九、四八〇、四八五、四八六、字糠塚四九〇の一、字城ケ谷一八三八、一八三九、字楠根二五九の一、二五九の六、二八〇の五、字大塚一六三七の一、一六三八、甲一六三九、乙一六三九、佐伯区湯来町大字菅澤字粟柱三〇三、三〇九から三一一まで、三一四、三一六、佐伯区湯来町大字伏谷字大野平五三六の一、五三六の三、五五七の一〇、安佐南区沼田町大字阿戸字桑迫一八三七の一、一八四〇、一八四五の一、一八四六の一、一八四六の二、字貴船郷甲二八二三、字佛峠山一八八五の二、一八八六の一、一八八六の二、字萩尾一九一二、一九一四の一、一九一四の二、安佐南区沼田町大字吉山字大峠二二二七、二二三八、字二角二二九、二三三二

二　指定の目的　土砂の流出の防備